

# 自己適合宣言書

平成 23 年 6 月 1 日

23 ふ建支試第 6 号

(発行者の名称) 財団法人ふくしま市町村建設支援機構 試験審査所

(発行者の住所) 福島県郡山市富田町字登戸 13 番地 1

次に掲げる試験は、JIS Q 17025 の要求事項に適合していることを宣言する。

## 自己適合宣言の対象試験

(1) JIS A 1104 骨材の単位容積質量及び実績率試験方法

(2) JIS A 5005 6.6 粒径判定実績率試験

追加情報：試験報告書に JIS Q 17025 適合を表示

当試験審査所は、コンクリート・セメント等無機系材料強度試験、セメント・混和剤(材)試験、湿式重量・減量・残分・灰分試験、吸光光度分析及び骨材試験における JNLA 登録試験所である。

## 自己適合宣言者

(宣言者の名称) 財団法人ふくしま市町村建設支援機構 試験審査所

(宣言者の住所) 福島県郡山市富田町字登戸 13 番地 1

品質管理者（試験審査所長）

伊藤 政宏

自己適合宣言の対象試験が適合している規格は、JIS Q 17025:2005「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」である。

また、この適合宣言は、JIS Q 17050-1:2005「適合性評価－供給者適合宣言－第 1 部：一般要求事項」及び JIS Q 17050-2:2005「適合性評価－供給者適合宣言－第 2 部：支援文書」に基づき行っている。

# 自己適合宣言書

平成 23 年 2 月 1 日

23 ふ建支試第 1 号

(発行者の名称) 財団法人ふくしま市町村建設支援機構 試験審査所

(発行者の住所) 福島県郡山市富田町字登戸 13 番地 1

次に掲げる試験は、JIS Q 17025 の要求事項に適合していることを宣言する。

## 自己適合宣言の対象試験

- JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法
- JIS A 1109 細骨材の密度及び吸水率試験方法
- JIS A 1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法
- JIS A 1137 骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法

追加情報：試験報告書に JIS Q 17025 適合を表示

当試験審査所は、コンクリート・セメント等無機系材料強度試験、セメント・混和剤(材)試験、湿式重量・減量・残分・灰分試験、吸光光度分析及び骨材試験における JNLA 登録試験所である。

## 自己適合宣言者

(宣言者の名称) 財団法人ふくしま市町村建設支援機構 試験審査所

(宣言者の住所) 福島県郡山市富田町字登戸 13 番地 1

品質管理者（試験審査所長）

伊藤 政宏

自己適合宣言の対象試験が適合している規格は、JIS Q 17025:2005「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」である。

また、この適合宣言は、JIS Q 17050-1:2005「適合性評価－供給者適合宣言－第 1 部：一般要求事項」及び JIS Q 17050-2:2005「適合性評価－供給者適合宣言－第 2 部：支援文書」に基づき行っている。

# 自己適合宣言書

平成 22 年 3 月 19 日

22 ふ建支試第 3 号

(発行者の名称) 財団法人ふくしま市町村建設支援機構 試験審査所

(発行者の住所) 福島県郡山市富田町字登戸 13 番地 1

次に掲げる試験は、JIS Q 17025 の要求事項に適合していることを宣言する。

## 自己適合宣言の対象試験

- (1) JIS A 5002 5.5 骨材の塩化物量試験方法
- (2) JIS A 5308 附属書 C C.8.1.4 懸濁物質の量の試験
- (3) JIS A 5308 附属書 C C.8.1.5 溶解性蒸発残留物の量の試験
- (4) JIS A 5308 附属書 C C.8.1.6 及び C.8.2.3 塩化物イオン( $Cl^-$ )量の試験
- (5) JIS A 5308 附属書 C C.8.1.7 及び C.8.2.4 セメント凝結時間の差の試験
- (6) JIS A 5308 附属書 C C.8.1.8 及び C.8.2.5 モルタルの圧縮強さの比の試験
- (7) JIS A 5308 附属書 C C.8.2.6 スラッジ水の濃度の試験

追加情報：試験報告書に JIS Q 17025 適合を表示

当試験審査所は、コンクリート・セメント等無機系材料強度試験及び骨材試験における JNLA 登録試験所である。

## 自己適合宣言者

(宣言者の名称) 財団法人ふくしま市町村建設支援機構 試験審査所

(宣言者の住所) 福島県郡山市富田町字登戸 13 番地 1

品質管理者(試験審査所長)

伊藤 政宏

自己適合宣言の対象試験が適合している規格は、JIS Q 17025:2005「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」である。

また、この適合宣言は、JIS Q 17050-1:2005「適合性評価 - 供給者適合宣言 - 第 1 部：一般要求事項」及び JIS Q 17050-2:2005「適合性評価 - 供給者適合宣言 - 第 2 部：支援文書」に基づき行っている。